(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 25日

東京都知事 殿

提出者

住 所 東京都江東区新木場1 丁目18 番6 号

氏 名 三井ホーム株式会社

施設・賃貸建設事業部 施工グループ(第四) グループ長 鈴木 將剛 (旧名称:施設建設事業部 施工グループ(小規模施設))

電話番号 03-6757-8731

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	ま 場 の 名 称	都内各所(八王子を除く)					
事	業場の所在地	都内各現場(八王子を除く)					
計	画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで					
当該	亥事業場において現に 征	テっている事業に関する事項					
	①事業の種類	建築物の設計・工事監理・工事請負他					
	②事業の規模	45億円					
	③従 業 員 数	8名					
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	金属くず 破砕、圧縮、選別 → 再生利用 廃プラスチック類 破砕、圧縮、選別 → 再生利用 ガラス陶磁器等くず 破砕、選別 → 再生利用 がれき類 破砕、選別 → 再生利用 紙くず 破砕、圧縮、選別 → 再生利用 木くず 破砕、選別 → 再生利用 被砕、選別 → 再生利用 被砕、選別 → 再生利用 被砕、選別 → 再生利用					

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理責任者 三井ホーム 本社 建設事業推進部長

(権限:産業廃棄物に関する業務の責任者として、三井ホーム部・支店及び FC会社の業務遂行を指揮・管理する。)

廃棄物処理統括責任者 施設・賃貸建設事業部長

(権限:廃棄物処理に関する三井ホーム部・支店及びFC会社の最高責任者として、 部下を指揮・監督し、業務執行を統括する。)

廃棄物処理責任者 施設・賃貸建設事業部 施工グループ長

(権限:部下を指揮・監督し、廃棄物処理に関する業務を遂行する。)

廃棄物処理担当者 施設・賃貸建設事業部 施工グループ担当者

(権限:廃棄物処理責任者の命を受け、廃棄物処理に関する業務を遂行する。)

産業廃棄物の排出の排	印制に関する事項 							
	【前年度(令和5年度)	実績】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず					
	排 出 量	233.17 t	18.42 t					
①現状	(これまでに実施した)	取組)						
	1) OSプレカット推進の対象エ 削減し、結果として現場排出量を 2) 屋根材・軒天合板・断熱材フ 投入量を削減し、結果として現場 3) 現場投入量の削減策を検討し 4) 部資材ロット単位や拾い基準	:抑制した。 プレカット推進の対象エリアを更 引排出量を抑制した。 、試行した。	に拡大する事により					
	【目標】							
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず					
	排 出 量	18.00 t						
②計画	1) OSプレカットを継続して 現場排出量を抑制する。 2) 部資材ロット単位や拾い基準 3) 部資材プレカット・省梱包 排出量を抑制する。	2) 部資材ロット単位や拾い基準の見直しによる排出量の削減を推進する。3) 部資材プレカット・省梱包化・養生材の再利用の検討をし、実施する事で現場排出量を抑制する。4) 現場分別の徹底策を実施し、現場排出量の体積を減量化する事で現場排出量を						
産業廃棄物の分別に関	関する事項							
①現状	(分別している産業廃 1)新築系産業廃棄物は、原則以 関係各位へ指導・徹底を行った。 <袋詰め排出>①廃石膏ボード② ⑥その他(ガラス陶磁器くず、コ <東ねて排出>⑦長尺材(ランバ 2)解体系産業廃棄物は、建設リ 推進を指導した。また、特定品目 処理委託を推進した。)廃プラスチック類③木くず④紙 ンクリートガラ他) (一等はカットのうえ束ねる) ⑧ サイクル法の定める手順の遵守	よう、 くず⑤金属くず 段ボール 、分別排出の					
②計画	(今後分別する予定の別 1)新築系産業廃棄物は、原則以 <袋詰め排出>①廃石膏ボード② ⑥その他(ガラス陶磁器くず、コ <東ねて排出>⑦長尺材(ランバ 2)解体系産業廃棄物は建設リサ また、特定品目(木くず、コンク)廃プラスチック類③木くず④紙 ロンクリートガラ他) ボー等はカットのうえ束ねる)⑧ イクル法の定める手順を遵守し	。 くず⑤金属くず 段ボール 、分別解体を行う。					

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	ĺ
-------------------	---

【前年度(令和5年度)実績】

E 13 3 1 12										
産業廃棄物の種類			ガラス陶磁器等くず(水 銀使用製品産業廃棄物)		コンクリート片		廃アスファルト		石綿含有産業廃棄物	
排	出	量	168. 87	t	2, 954. 18	t	384. 74	t	48. 92	t

【目標】

産業原	廃棄物の	種類	ガラス陶磁器等くず(水 銀使用製品産業廃棄物)		コンクリート片		廃アスファルト		石綿含有産業廃棄物	
排	出	量	160.00	t	2, 900. 00	t	380.00	t	44.00	t

産業廃棄物の種類			紙くず			木くず			繊維くず			建設混合廃棄物	
排	出	量		73.86	t		574. 74	t		0.10	t	30. 73	
【目標】													
	廃棄物の)種類	紙くず			木くず			繊維くず			建設混合廃棄物	
)種類 量	紙くず	70.00	t	木くず	570.00	t	繊維くず	0. 10	t	建設混合廃棄物 28.00	

	の再生利用に関する事項						
	【前年度(令和5年度)	実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず				
	自ら再生利用を行った 産業廃乗物の量	- t	- t				
①現状 	(これまでに実施した) 1) 現場での分別排出の徹底によ 2) 段ボールの再生事業者へのり 3) 有用な木材の自主回収を促進 4) 廃棄物処分業者への委託に際 優先・指示する。 5) 廃石膏ボードを石膏ボードメーカー	り再生利用を促進する。 サイクルを推進する。 もし、リサイクルを推進する。 そし、リサイクルへ向かう処理/					
	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず				
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t				
②計画	(今後実施する予定の) 1) 現場での分別排出を徹底する 2) 段ボール等を有価材再生業者 3) 有用な木材の自主回収を促進 4) 廃棄物処分業者への委託に際 優先・指示する。 5) 廃石膏ボードを石膏ボードメーカー	事により再生利用を促進する。 「へ委託し、リサイクルを推進す 「し、マテリアルリサイクルを打 「し、リサイクルへ向かう処理/	推進する。 レートを				
行う産業廃棄物	の中間処理に関する事項						
	【前年度(令和5年度)	実績】					
	産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類 廃プラスチック類					
	自ら熱回収を行った 産業廃乗物の量	- t	- t				
①現状	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t				
	(これまでに実施した)	取組)					
	【目標】						
	産業廃棄物の種類	- 廃プラスチック類	金属くず				
	生术/比米%/>/生族	焼ノノベノンフ 規	並病\ソ				
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の最	- t	- t				
②計画	自ら熱回収を行う 産業廃乗物の量 自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t - t				

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類	業廃棄物の種類 ガラス陶磁器等くず(水 銀使用製品産業廃棄物)			廃アスファルト	石綿含有産業廃棄物	
自ら再生利用を行った 産業廃乗物の量	- t	-	t	- t	- t	

【目標】

	ガラス陶磁器等くず(水 銀使用製品産業廃棄物)	コンクリート片	廃アスファルト	石綿含有産業廃棄物		
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	歌使用聚吅连来庞来初) - t	- t	- t	- t		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず(水 銀使用製品産業廃棄物)	コンクリート片	廃アスファルト	石綿含有産業廃棄物
自ら熱回収を行った 産業廃乗物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず(水 銀使用製品産業廃棄物)	コンクリート片	廃アスファルト	石綿含有産業廃棄物	
自ら熱回収を行う 産業廃乗物の量	- t	- t	- t	- t	
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

- ,											
産業廃棄物の種類	紙くず		木くず			繊維くず			建設混合廃棄物		
自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量		- t		_	t		_	t		_	t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物
自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類	紙くず		木くず			繊維くず			建設混合廃棄物	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	_	t		-	t		-	t	1	t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	-	t		-	t		-	t	-	t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず			木くず			繊維くず			建設混合廃棄物	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		-	t		-	t		-	t	_	t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量		-	t		-	t		_	t	_	t

自ら	っ行う産業廃棄物の埋立	立処分又は海洋投入処分に	2関する事項			
		【前年度(令和5年度)	実績】			
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類		金属くず	
	①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	-	t	-	t
	U HIV	(これまでに実施した野	 京組)			
		【目標】				
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類		金属くず	
	②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	-	t	-	t
		(今後実施する予定の関				
産業	É廃棄物の処理の委託 は		_			
		【前年度(令和5年度)	実績】			
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類		金属くず	
		全処理委託量	233. 17	t	18. 42	t
		優良認定処理業者 への処理委託量	55. 62	t	-	t
		再生利用業者への 処理委託量	1.68	t	18. 42	t
	①現状	認定熱回収業者 への処理委託量	_	t	-	t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	t	-	t
		(これまでに実施した日 1)産業廃棄物の処理は、委託契 委託することを徹底している。 2)廃棄物の発生から最終処分が 処理体制表を作成。処理ルートの 必要な手続きを速やかに行った。 3)廃棄物管理票(マニフェスト 4)新築系においては可能な限り 分別排出(解体)及び再資源化施 5)委託契約先処理施設の現地確	約を締結した収集運搬業 終了するまでの処理の工程変更があった場合は委託) により、最終処分までの 袋詰め分別を行い、解体 設での処理委託を推進し	程 を 担 契 約 工 程 た こ た こ た こ た こ た こ た こ た ら た ら た ら た ら	型握するため廃棄物 変更等、 品の確認を行った。 いては現場での	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず(水 銀使用製品産業廃棄物)	コンクリート片	廃アスファルト	石綿含有産業廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃乗物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず(水 銀使用製品産業廃棄物)	コンクリート片	廃アスファルト	石綿含有産業廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃乗物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず 銀使用製品産業廃棄物		コンクリート片		廃アスファルト		石綿含有産業廃棄物	ı
全処理委託量	168. 87	t	2, 954. 18	t	384.74	t	48. 92	t
優良認定処理業者 への処理委託量	30.80	t	638. 00	t	-	t	40.04	t
再生利用業者への 処理委託量	82. 51	t	2, 859. 34	t	384.74	t	-	t
認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	-	t	-	t	-	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量		t	-	t	-	t	_	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類	紙くず			木くず		繊維く	くず			建設混合原	혼棄物	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃乗物の量		- 1	t	-	- t			-	t		-	t

【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

産業	É廃棄物の種類	紙くず			木くず		繊維くず		建設混合廃棄物	
全	処理委託量		73.86	t	574. 74	t	0.10	t	30. 73	t
	良認定処理業者 への処理委託量		-	t	301. 50	t	0.10	t	12. 48	t
	生利用業者への 処理委託量		73.86	t	574. 74	t	0.10	t	9. 31	t
	認定熱回収業者 〜の処理委託量		-	t	-	t	-	t	-	t
の熱	定熱回収業者以外 熱回収を行う業者 への処理委託量		-	t	_	t	_	t	-	t

(第5面)

	(第5亩	1)				
	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず			
	全処理委託量	230.00 t	18.00	t		
	優良認定処理業者 への処理委託量	60.00 t	-	t		
	再生利用業者への 処理委託量	2.00 t	18. 00	t		
②計画	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	-	t		
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 - t への処理委託量					
	(今後実施する予定の日 1)産業廃棄物の収集運搬、処理 事前に収集運搬業者と処理処分業 委託基本契約を締結する。 2)処理の工程の確認は、廃棄物 3)新築系においては可能な限り 現場での分別排出(解体)及び再 4)委託契約先処理施設の現地所 中間処理場・リサイクル施設およ 最終処分場—3年に1回	処分を委託する場合には、 者のそれぞれ個別に書面により 管理票(マニフェスト)により 袋詰め分別排出を行い、解体系 資源化施設での処理委託を推進 認を行う。	行う。 ぶにおいては			
※事務処理欄						

【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず(水 銀使用製品産業廃棄物)	コンクリート片	廃アスファルト	石綿含有産業廃棄物
全処理委託量	160.00 t	2, 900. 00 t	380.00 t	44.00 t
優良認定処理業者 への処理委託量	35. 00 t	640.00 t	- t	40.00 t
再生利用業者への 処理委託量	83.00 t	2,850.00 t	380.00 t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量		- t	- t	- t

	【目標】							
	産業廃棄物の種類	紙くず		木くず	繊維くず		建設混合廃棄物	
	全処理委託量	70.00	t	570.00 t	0.1	0 t	28.00	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	_	t	310.00 t	0. 1	0 t	13. 00	t
	再生利用業者への 処理委託量	70.00	t	570.00 t	0. 1	0 t	9. 00	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	- t	_	t	-	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	t	- t	_	t	_	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。